



かんちゃん



149号

令和2年9月15日

全国間税会総連合会 全間連会報

発行者
全国間税会総連合会
会長 大谷 信義

事務局
〒103-0007 東京都中央区日本橋
浜町1-1-1日本橋村松ビル5階
TEL 03(5829)3901
FAX 03(5829)3902
URL <http://www.kanzeikai.jp>
E-mail info@kanzeikai.jp

印刷 株式会社 総北海

法人番号
(2700150004884)



しょうちゃん



〔主要目次〕

令和3年度 税制及び執行に関する要望書 … 2～6	間税会組織の現状 ……13～14
令和元年度 租税滞納状況 …… 7	令和2年度「消費税等に関するアンケート調査」 結果報告 ……14～15
広報だより (関東信越間連) …… 8	常任理事会の開催 ……16
局連だより (沖縄間連) …… 9～10	全間連の主な動き ……16
間税会だより ……11～13	

消費税 活かすみんなの 間税会



<http://www.kanzeikai.jp>

税制及び執行に関する要望書（間接税関係）

①-1 社会保障・税一体改革の推進と 行財政構造の徹底した見直し

〔要 旨〕

社会保障・税一体改革における社会保障制度の改革を推進するとともに、行財政構造などの徹底した見直しを行い、歳出削減に努めるべきである。

〔理 由〕

国の令和2年度一般会計当初予算は、人口減少・少子高齢化の中で、消費税増収分を活用した社会保障の充実、総合経済対策の着実な実行、歳出改革の取組みの継続により、経済再生と財政健全化の両立を実現するものとして、通常分の予算に加え、「臨時・特別の措置(約1.8兆円規模)」を講じることとし、総額で過去最高となる約102.7兆円の規模になった。

歳入面を見ると、租税及び印紙収入は前年度(約62.5兆円)に比べ約1.0兆円増加し、過去最高となる約63.5兆円と見込まれており、その内訳は、所得税収が約19.5兆円、法人税収が約12.1兆円、消費税収が約21.7兆円とされており、消費税が最も税収の多い基幹税となっている。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、休業要請を始めとする社会経済活動の自粛が求められ、日本経済に甚大な影響をもたらす極めて厳しい状況にあることから、各税の決算額は大幅な減収になるものと考えられる。

また、公債発行額は前年度(約32.7兆円)に比べ約0.1兆円減少し約32.6兆円(「臨時・特別の措置額」を含めた国債依存度は31.7%)と見込まれているものの、令和2年度末の公債残高見込額は約906兆円となり、国民一人当たり約723万円にも匹敵する膨大な借金を抱える状況にある。

(注)「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策、以下「新型コロナウイルスによる緊急経済対策」という。」による補正予算措置により、新規国債発行額が約57.6兆円(第一次/約25.7兆円、第二次/約31.9兆円)追加され、当初予算の約32.6兆円と合せて約90.2兆円となり、リーマン・ショックの影響を受けた平成21年度の約52.0兆円を大きく上回る過去最高となっている。

一方、歳出面を見ると、社会保障関係費は連年増加しており、令和2年度においては、消費税増収分を活用し、幼児教育・保育の無償化や高等教育の無償化を着実に実施するほか、勤務医の働き方改革の推進をはじめ、社会保障の充実のために約1.7兆円を追加計上し約35.9兆円(前年度約34.1兆円)の規模に達しており、今後、更に増加することが見込まれている。

また、総合経済対策を実行するため、「臨時・特別の措置」を講じることとし、キャッシュレス・ポイント還元事業、マイナンバーカードを活用した消費活性化策や、「防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策」等を実施するための財源(約1.8兆円)が計上された。

さらに、財政再建の指標の一つである「一般会計基礎的財政収支(プライマリーバランス、すなわち政策的経費(歳出総額から国債費を除いた額)を税収等(歳入総額

から公債金を除いた額)で賄えているかどうかを示す指標)」は赤字であり、政策的経費を借金で賄っている状況にある。

その赤字額は、「臨時・特別の措置額」を含み前年度(約9.2兆円)とほぼ同額の約9.2兆円の規模になっており、2025年度の黒字化目標の実現に向けた財政の健全化が強く求められているが、「新型コロナによる緊急経済対策」により約57.6兆円の新規国債の発行を踏まえると、2025年度の黒字化目標については見直しをせざるを得ない状況になったと考えられる。

このような状況の中、消費税については「社会保障の充実・安定化」と「財政健全化」を同時に達成する観点から、平成26年4月から税率が地方消費税を含めて5%から8%に引き上げられ、令和元年10月からは消費税率の10%への再引上げと併せて軽減税率制度が実施された。

そして、国の消費税収は増収分を含めて社会保障4経費(年金・医療・介護・少子化対策)に充てることが法制上明確化(社会保障目的税化)されているとともに、地方消費税収についても1%分を除き社会保障財源化されている。

私たち間税会は、消費税率の引上げに与する団体ではないが、現下の厳しい財政事情及び少子高齢化の進展に伴う社会保障財源の確保の必要性などから見て、今後の消費税率の引上げはやむを得ない措置であると受け止めているが、一連の消費税の増税により国民に多大な負担増をお願いしていることや、「新型コロナによる緊急経済対策」により莫大な国債発行による財政出動が行われていることに鑑み、次に掲げる行財政改革や消費税の転嫁対策などに果敢に取り組むよう強く求める。

- (1) 政治面及び行財政全般にわたって、既存の組織・施策・制度の効率性、有効性などを過去の経緯にとらわれないこと徹底した見直しを行うこと。
- (2) 特に議員定数や歳費、社会保障関係費、公務員の人件費、公共事業費などについては、徹底した歳出削減などを行うとともに、円滑で効率的な運営ができる行政組織にするよう行財政改革を推進すること。
- (3) 今後の消費税率の引上げは、「財政健全化」と「社会保障の充実・安定化」の観点から実施されているものであるが、将来世代への負担の先送りとなる借金残高は、連年増加し、令和2年度末で約906兆円と見込まれていることから、引き続き、歳出削減や行財政改革などに積極的に取り組み、財政の健全化に努めること。

また、「新型コロナによる緊急経済対策」により、新たに発行された約57.6兆円の新規国債の償還財源のあり方については、長期的な視点に立って、東日本大震災の財源対策として講じられた「復興特別所得税」のような所得税や法人税と併せて徴収する「特別税」の創設などについて議論を進めること。

- (4) 所得の多寡に拘わらず、一律に適用されることとなる軽減税率制度は、本来の低所得者対策にはならず不公平感を増幅させるとともに、事業者に多大な事務負担を負わせるほか、減収額も膨らむなど様々な問題があることから、軽減税率の対象範囲は極力限定するこ

と。

- (5) 今後の消費税率の引上げに伴う逆進性対策(低所得者の負担緩和措置)については、既に軽減税率が適用されているものを除き、基本的には一定の低所得者を対象とする「簡素な給付措置」などで対処すること。
- (6) 消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として創設された、いわゆる消費税転嫁対策特別措置法に基づき、消費税の転嫁拒否などの行為に対しては、引き続き、政府一丸となって監視・取締りを行うなど、違反行為に対し厳正に対処すること。

①-2 新型コロナウイルス感染症による経済的被害者への支援策の充実と日本経済を回復するための各種施策の積極的な実施

〔要旨〕

「新型コロナウイルス感染症」に伴う緊急事態宣言等により、甚大な被害を被っている経済的被害者の雇用維持と事業継続や、国民生活等を守るための支援策については、今後とも医療体制を含め時機を失することなく必要な措置を講じるとともに、感染症収束後の日本経済を回復するための各種施策を積極的に実施すべきである。

〔理由〕

中国を発端として「新型コロナウイルス感染症」が世界的に拡大し、我が国でも感染者が増加してくる中、感染症拡大防止の観点から、4月には「緊急事態宣言」が発出され、経済活動や国民生活の自粛が強く求められ、我が国の社会経済活動に甚大な影響をもたらす極めて厳しい状況になった。

新型コロナによる社会経済活動に与える影響は、リーマン・ショックを超える国難とも言える極めて深刻な状況にあることから、「新型コロナによる緊急経済対策」が決定され、約25.7兆円の財政支出による「第一次補正予算」に加えて、第二次補正予算では第一次より多額の約31.9兆円の財政支出が講じられ、これらの財源は全て国債発行で賄うこととされているが、非常事態でありやむを得ない措置であると考えられる。

「新型コロナウイルス感染症」との闘いは、人命と日本の社会経済活動を守るための極めて重大な国策であることから、経済的被害者への支援策の充実に加え、「新型コロナウイルス」との共存を前提としたワクチンや治療薬の開発等を含めた医療体制の充実が必要不可欠であり、今後とも時機を失することなく、必要な財政支援策等を講じていくべきである。

また、感染症の拡大防止に努めながら、社会経済活動を再開し景気を回復していくことが強く求められることから、感染症の収束状況等を踏まえながら日本経済を回復するための各種施策を積極的に実施し、日本経済のV字回復に努めるべきである。

(注1) 第一次補正予算(約25.7兆円の追加歳出)

- ①感染症拡大の収束に目処が付くまでの間の「緊急支援フェーズ」
- ・国民一人当たり一律10万円の現金給付や上限200万円の中小規模事業者への現金給付を含む雇用維持・事業継続に約19.5兆円の計上
 - ・感染症拡大防止に約1.8兆円の計上など
- ②収束後の反転攻勢に向けた「V字回復フェーズ」
- ・大幅に落ち込んだ観光・運輸、飲食、イベント等

の需要喚起を通じた「経済活動の回復」に係る経費に約1.8兆円の計上など

(注2) 第二次補正予算(約31.9兆円の追加歳出)

- ・無利子融資の拡大等による「企業の資金繰り対応の強化に係る経費」に約11.6兆円を計上
- ・「家賃支援給付金の創設に係る経費」に約2.0兆円を計上
- ・「医療提供体制等の強化に係る経費」に約3.0兆円を計上
- ・「新型コロナウイルス感染症対策予備費」に10兆円を計上

(内訳として、①雇用調整助成金など雇用維持や生活支援の観点から1兆円程度、②持続化給付金や家賃支援給付金など事業継続の観点から2兆円程度、③地方自治体向けの医療・介護等の交付金など医療提供体制等の強化の観点から2兆円程度が必要。その上で、今後、どのような事態が起こったとしても迅速かつ十分に対応できるよう、更に5兆円程度の予備費を確保)

② 消費税に関する事項

(1) 消費税の公平で合理的な制度の構築と安定した税制〔要旨〕

消費税については、社会保障・税一体改革による税率引上げにより、最も大きな税収をもたらす基幹税となることから、公平で合理的な制度を構築し、安定した税制にすべきである。

〔理由〕

社会保障・税一体改革による税率引上げにより、消費税の重要性は益々高まることから、消費税については、国民の理解と信頼が得られる公平で合理的な制度を構築し、安定した税制にすべきである。

なお、「公平で合理的な制度を構築」していく上で、下記「付記事項」を十分考慮して制度の改正等に対処すべきである。

付記：消費税の逆進性に関する全間連の考え方

消費税が導入される前の「物品税などの個別間接税制度」は、特定の物品に特別の負担を求める課税制度であったため、価値観や経済取引の多様化などにより不公平感などが増幅してきたことから、全国間税会総連合会(全間連)では、税負担の公平を図るとともに、歳入構造の安定化に資するため、広く薄く公平な課税を行う「付加価値税制度(消費税制度)」への切換えを求めて活動してきた税務関係民間団体である。

したがって、平成元年4月から導入された消費税の税率構造については、一貫して「単一税率の維持」を強く求めてきたところであり、令和元年10月から消費税率の10%への再引上げに併せて、軽減税率による複数税率制度が導入されたことは誠に遺憾であるが、円滑な税務運営に協力することを基本理念として活動している全間連では、軽減税率制度の説明会などを積極的に開催し、軽減税率制度が適正かつ円滑に実施されるよう努めてきたところである。

なお、軽減税率制度の導入を踏まえ、消費税率の引上げの際に問題となる逆進性(所得の低い人ほど消費税の負担割合が高くなる逆進的な傾向)に対する緩和策について、これまでの全間連の考え方を付記しておきたい。

消費税の逆進性を緩和する措置として、一般的に採られている方法としては、「軽減税率導入による複数税率制度」と「給付付き税額控除制度(還付制度)」があるが、全間連では、軽減税率制度には様々な問題があることが

ら、一定の低所得者を対象とする「給付付き税額控除制度(還付制度)又は簡素な給付措置」で対処するよう要望してきたところである。

〔軽減税率制度の問題点と消費税の単一税率の維持〕

消費税は、そもそも消費に対し比例的な負担を求める性格の税であることや、軽減税率制度には次のような問題があることから、消費税の税率は単一税率が望ましい。

① 軽減税率制度の下では、軽減税率の対象選定に合理的基準を見出すことが困難であるため、次第に軽減税率の対象範囲が拡大され、税源が浸食されていく恐れがあること。

* 令和元年10月から実施された軽減税率制度では、「飲食料品」に加え「新聞」も軽減税率の対象にする一方で、日常生活に必要不可欠な「電気・ガス・水道」を軽減税率の対象外としたことに対する批判や、軽減税率の対象となる「飲食料品の譲渡」と、標準税率の対象となる「外食」との線引きなどにより、経済取引を歪めるといった様々な批判があった。

② 低所得者対策として、「飲食料品の譲渡」を軽減税率の対象にしたとは言え、負担軽減額から見れば、高所得者ほど受ける恩恵が大きくなり、本来の低所得者対策にはならないこと。

③ 消費税の税収は、社会保障財源に用途が限定されているため、所得の多寡に拘わらず一律に適用される軽減税率制度を設けると、その分、減収額が膨らみ、新たに確保しなければならない財源規模が大きくなり、標準税率の引上げ要因の一つになる恐れがあること。

④ 複数税率制度の下では、事業者が取引に際し適用税率の区分ごとに価格を設定し、区分経理により税額を計算する必要があるとともに、仕入税額控除に的確に対処するため、取引関係書類に適用税率ごとに区分した消費税額などを明記する、いわゆるインボイス制度(適格請求書等保存方式)が必要となるなど、関係事業者の事務負担の増加につながる。

〔逆進性対策(低所得者の負担緩和措置)〕

消費税率の引上げの際に問題となる逆進性対策、すなわち低所得者に対する負担緩和措置については、軽減税率制度には上述したように様々な問題があることから、所得税などにおける「給付付き税額控除制度(還付制度)」又は消費税率が5%から8%に引き上げられた際に実施された「簡素な給付措置の拡充」により対処すべきである。

(2) 軽減税率の対象範囲の見直し

〔要旨〕

今後の消費税率の引上げは「社会保障と税の一体改革」の観点から行われていることに鑑みれば、軽減税率の対象範囲は極力限定すべきであり、低所得者の負担緩和と関連性が極めて乏しい「新聞」は、その対象から除外すべきである。

〔理由〕

低所得者対策として、「飲食料品」に加え「新聞」も軽減税率の対象としているが、「新聞」を軽減税率の対象として存置する場合には、次のような問題があることから、「新聞」をその対象から除外するとともに、軽減税率の対象範囲が拡大しないように対処すべきである。

イ 「新聞」は、そもそも低所得者対策との関連性が極めて乏しいこと。

ロ 「新聞」を軽減税率の対象として存置する場合には、今後、雑誌・書籍などの類似業界から強い軽減税率適用要望が出てくる可能性が極めて高いこと。

ハ 日常生活に必要不可欠な「電気・ガス・水道」が軽

減税率の対象外とされていることに対する批判があるように、今後、多くの関係業界から軽減税率適用要望が出されてくる恐れがあること。

二 その結果、次第に軽減税率の対象範囲が拡大され、標準税率の引上げなど、減収額に見合う新たな財源を確保する必要性が生じてくること。

(3) 仕入税額控除

〔要旨〕

軽減税率制度導入後の仕入税額控除の仕組みについては、軽減税率制度の導入後5年目から導入するとされている「適格請求書等保存方式」は我が国の社会経済構造に馴染まないことから、請求書等保存方式を維持した「区分記載請求書等保存方式」で対処すべきである。

〔理由〕

軽減税率制度の導入後5年目(令和5年10月1日)から、いわゆるインボイス制度と言われる「適格請求書等保存方式」を導入するとされているが、我が国には500万を超える免税事業者がおり、これらの免税事業者が取引から排除される恐れがあるインボイス制度は、我が国の社会経済構造には馴染まない制度であると考えられる。

したがって、軽減税率導入後の仕入税額控除の仕組みについては、令和5年10月以降も「適格請求書等保存方式」に移行することなく、現行の請求書等保存方式を維持した「区分記載請求書等保存方式」を継続すべきである。

* 「平成28年消費税改正法(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号))」附則第171条において、次の措置を講ずる旨、定められている。

消費税の軽減税率制度の導入後3年以内(令和4年9月末まで)を目途に「適格請求書等保存方式」の導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性、消費税の軽減税率制度の導入による簡易課税制度への影響並びに消費税の軽減税率制度の導入に伴う経過措置の適用状況などを検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づき法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(4) 簡易課税制度の簡素な仕組みの維持

〔要旨〕

軽減税率導入による複数税率制度の下でも、中小事業者の事務負担を考慮して設けられている「簡易課税制度」については、出来るだけ簡素な制度を維持すべきである。

〔理由〕

現行の簡易課税制度は、中小事業者の事務負担を考慮し、6つの業種区分(卸売業・小売業・製造業等・その他の事業・金融業等・不動産業)ごとに平均的な仕入率に基づく「みなし仕入率」により売上税額から仕入控除税額を計算する方法が認められている。

そのような中で軽減税率の導入により、売上又は仕入に複数税率が適用される可能性のある業種については、売上・仕入の税率区分やその割合に応じ、業種区分を細分化し、その細分化した業種ごとに「みなし仕入率」を設定する必要があるが、その場合、簡易課税制度による税額計算が本則課税による税額計算よりも複雑になる可能性がある。

したがって、軽減税率導入による複数税率制度の下でも、簡易課税制度が中小事業者の事務負担を軽減する観点から設けられている趣旨を十分に尊重し、出来るだけ簡素な制度を維持すべきである。

(5) 任意の中間申告

〔要旨〕

滞納の未然防止等の観点から、中間申告を年3回又は年11回の選択ができるようにすべきである。

(理 由)

消費税率の引上げに伴い、滞納残高が増加することが懸念されるため、納税資金の事業資金化を防ぎ、滞納の未然防止を図る観点から、任意の中間申告制度を年1回だけでなく、四半期又は毎月納付が可能となるよう制度を改組すべきである。

(6) 中間申告制度の見直し

(要 旨)

滞納の未然防止等の観点から、中間申告制度の基準について全体的な引下げを検討すべきである。

(理 由)

消費税は間接税であり、「預り金的な性格を有する税」であることから、滞納の未然防止策の必要性が高いと考えられる。

そのような観点から、中間申告制度の基準を全体的に引き下げることにについて検討すべきである。

* 中間申告に関する現行基準～直前の課税期間の確定消費税額(年税額)により、次のように区分されている。

①年税額が48万円を超え400万円以下の場合 年1回

②年税額が400万円を超え4,800万円以下の場合 年3回

③年税額が4,800万円を超える場合 年11回

(注) 地方消費税額を除く。

(7) 総額表示義務の特例措置の廃止

(要 旨)

現行の総額表示義務に関する消費税法の特例措置は令和3年3月末の期限到来に伴い廃止し、その後の対消費者へ販売する場合の価格表示については、消費税法に規定する総額表示に戻すべきである。

(理 由)

現行の総額表示義務に関する消費税法の特例措置は、消費税率の引上げが5%から8%⇒10%と二段階で実施されることによる事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、令和3年3月31日までの間の特例として導入されたものである。

したがって、現行の特例措置については、消費税率が10%に引き上げられ、令和3年3月末の期限到来に伴い廃止し、その後の対消費者へ販売する場合の価格表示については、消費者視点に立って、消費税法に規定する税込価格を表示する総額表示義務に戻すべきである。

* 現行の総額表示義務に関する消費税法の特例措置の内容表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置(例:〇〇円(本体価格)、〇〇円(税抜価格)などの表示)を講じているときは、税込価格を表示することを要しない。

* 消費税率が5%まで適用されていた消費税法第63条(価格の表示)の規定

不特定かつ多数の者(消費者)に課税資産の譲渡等を行う場合において価格を表示するときは、消費税額を含めた価格を表示しなければならない。

(8) 輸出物品販売場における免税制度の周知・啓発及び簡素化と適正化

(要 旨)

新型コロナウイルスの影響でインバウンド市場は収縮しているが、将来のインバウンド市場の再活性化を見据えた上で、令和3年10月以降の制度運用の完全電子化に備えるためにも、免税制度の更なる周知・啓発及び制度運用の一層の簡素化を進めるとともに、更新制の導入等による適正化を行うべきである。

(理 由)

(1) 令和2年4月より制度運用の電子化が開始されたが、令和3年9月末までの紙ベースの制度運用との経過措置期間中に、全ての輸出物品販売場において電子化運用への移行が必要であるため、特に地方の中小規模の輸出物品販売場を中心とした全店への周知・啓発活動が重要である。

(2) これまでの税制改正により、制度運用は一定の簡素化が行われているが、免税手続における対象者判定等の業務負荷がまだ残っており、更なる簡素化が必要である。

(3) 制度に関する理解を深め適正な制度運用を担保するためにも、免税店許可に一定の有効期限を設け、更新に当たっては一定の講習を義務付ける等の検討を行うべきである。

③ 個別消費税に関する事項

(1) 石油関連諸税と消費税

(要 旨)

石油関連諸税については、消費税との併課のあり方を含め、抜本的見直しをすべきである。

(理 由)

消費税の創設時に、物品税、入場税、砂糖消費税等は廃止、酒税、たばこ税は税率の調整(引下げ)が行われたが、石油関連諸税は特定財源ということもあって、調整が行われなかった。

石油関連諸税については、石油関連諸税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、課税対象となる品目をめぐる環境の変化等を勘案しつつ、引き続き、石油関連諸税の負担軽減を含めた抜本的な検討を行うべきである。

(2) 自動車燃料用のLPガス又はLPガス自動車等に対する課税の是正

(要 旨)

自動車燃料用のLPガス又はLPガス自動車等に対する課税措置を、自動車用燃料の天然ガス又は天然ガス自動車等に対して認められている減免措置と同様の措置にすべきである。

(理 由)

・石油ガス税の廃止

自動車燃料用のLPガスには石油ガス税が課税されるのに対し、自動車用燃料の天然ガスは無税である。

・自動車重量税の免税措置

天然ガス自動車には自動車重量税の免税措置があるのに対し、LPガス自動車には免税措置がない。

その他、法人税、固定資産税、自動車取得税、自動車税における課税のアンバランスも解消すべきである。

(3) 印紙税の抜本的な検討

(要 旨)

平成25年度税制改正においては、消費税率の引上げを踏まえて、不動産譲渡契約書等に係る税率の特例の拡充及び領収書に係る免税点引上げが行われた。今後とも文書の作成実態の変化等を踏まえ、課税の公平・適正化を図る観点から、課税範囲、免税点、税率等のあり方などについて、廃止を含めた抜本的な検討を行うべきである。

(理 由)

イ 印紙税は、契約書や領収書などの文書が作成される場合、その文書の背後にある経済的利益に着目して課税する税であると説明されているが、経済取引自体に直接に負担を求める消費税の創設に伴い、消費税の課税対象になる取引にかかる文書類は、印紙税の課税対

象から除外すべきである。

- 事務処理の機械化や取引形態の変化等に伴い、作成される文書の形式や内容の変化、ペーパーレス化等により、文書課税としての印紙税には、不合理、不公平な現象が生じており、社会保障・税一体改革による消費税率の引上げに伴い、この不合理、不公平な現象がさらに拡大するので、廃止を含めた抜本的な見直しを早急に行う必要がある。

4 執行に関する事項

(1) 税務執行体制の充実化

〔要旨〕

消費税の重要性は益々高まってきていることに鑑み、執行当局における消費税の相談・指導・調査体制の充実に、引き続き、努められたい。

特に、軽減税率制度の実施に伴い、相談件数などが増加することが考えられることから、相談窓口などを充実させるべきである。

(理由)

消費税率の引上げに伴い、消費税の重要性が益々高まってきていることに鑑み、法人、個人を通じて消費税の指導等を担当する部門又は専門官(消費税実務指導専門官等)を配置するなど、消費税に関する執行体制の充実に努める必要がある。

特に、軽減税率制度の実施に伴い、適用税率や区分経理などに関する相談件数が増加すると考えられることから、相談窓口などの充実を図るべきである。

(2) 課税の適正化と課税処理の統一化

〔要旨〕

軽減税率制度の実施に伴い、税率の適用誤りや、区分経理による税額計算などに誤りが生じないように、引き続き、軽減税率制度に関する広報・周知に努めるとともに、誤り易い事例に関する課税上の取扱いなどを積極的に開示・情報提供することなどにより、課税の適正化と課税処理の統一化に努めるべきである。

(理由)

軽減税率導入による複数税率制度の下では、適用税率の判断や、適用税率ごとに区分経理して税額を計算する必要が生じるため、誤りが発生する蓋然性がこれまで以上に高まってくる。したがって、引き続き、軽減税率制度の広報・周知に努めるとともに、誤り易い事例などに関する課税上の取扱いなどを積極的に開示し情報提供することなどにより、課税の適正化と課税処理の統一化に努めるべきである。

(3) 広報

〔要旨〕

最も大きな税収をもたらす基幹税である消費税については、軽減税率制度が導入され新たな制度になったことや、広く国民に関係する税制であることから、国民のより深い理解を得るための広報・周知に更に努めるべきである。

(理由)

軽減税率制度の導入により新たな税制となった消費税については、引き続き、制度の内容を広く周知するとともに、国・地方公共団体の財政に占める消費税の地位及び消費税の用途(年金、医療、介護、少子化対策)などについても更に広報・周知に努めるべきである。

全国間税会総連合会では、世界の消費税(付加価値税)の実施国や消費税の用途などを示すポスター、パンフレット、クリアファイルの展示、配布などにより消費税に関する広報活動を展開しているが、国・地方公共団

体においても、引き続き、消費税に関する広報・周知に積極的に取り組むべきである。

(4) 租税教育

〔要旨〕

学校教育の中での租税教育を積極的に推進すべきである。

(理由)

全国間税会総連合会は、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルを租税教育用資料の一環として中学校などで配布したり、「税の標語」の募集活動を実施しているところである。

消費税を含めた税の役割、重要性を若年層から理解させるために、学校教育の中で租税教育の一層の充実が図られるよう、文部科学省などとも連携をとりながら、租税教育を積極的に推進すべきである。

「租税教育推進関係省庁等協議会」、いわゆる中央租推協の平成27年10月26日に開催された総会において、「各地域の税に関する民間団体等との一層の連携による租税教育の取組を推進する」との合意確認がなされたことを踏まえ、租税教育の取組については、関係省庁と民間団体などとの一層の連携を図るべきである。

なお、租税教育は、国民のあらゆる階層に必要な教育であることから、その対象者を小中高生はもとより、大学生、社会人にまで拡充し、それぞれに応じて税財政に対する正しい認識を浸透させるべきである。

もっとも、租税教育は、官民一体となり社会全体で取り組む課題であるとしても、その中心は学校教育の場であり、民間が補完するという位置付けを明確にする必要がある。

(5) 消費税の滞納整理

〔要旨〕

消費税率の引上げに伴い滞納増加が懸念されることから、消費税の滞納の未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むべきである。

(理由)

消費者からの預かり金的性格を有する消費税の滞納の発生は、消費税に対する国民の信頼を損なうことになることや、消費税率の引上げにより滞納増加が懸念されることから、全国間税会総連合会では従来にも増して「消費税完納運動の推進」に努めているところであるが、執行当局においても、これまで以上に、滞納の未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むべきである。

5 マイナンバー制度

〔要旨〕

平成28年1月から利用が開始されたマイナンバー制度については、引き続き、周知活動等に努めるべきである。

(理由)

平成28年1月から利用が開始された、いわゆるマイナンバー制度については、その利用、提供、収集に制限が設けられていることから、国民に十分に周知し、個人情報の漏えいやプライバシー保護など、適正に利用されるよう、引き続き、周知活動などに努めるべきである。

租 税 滞 納 状 況

消費税の滞納残高

20年連続で減少

全間連は、「預かり金的性格」を持つ消費税の滞納発生を憂い、従来から「消費税完納運動」を推進しています。

消費税の滞納状況を含む令和元年度の租税滞納状況が、去る8月に国税庁から発表されました。

これによりますと、令和元年度の消費税の新規発生滞納額は3,202億円で、前年度の3,521億円に対し91.0%と9.0ポイント減少し、消費税の滞納残高（滞納整理中のものの額）は、令和元年度末で、2,668億円となり、前年度末対比91.9%と、8.1ポイント減少しました。

これで、消費税の滞納残高は、20年連続で減少したことになります。

国税庁発表による令和元年度の租税滞納状況は、次のとおりです。

令和元年度租税滞納状況について（全税目）

- 1 新規発生滞納額 …… 5,528億円（前年度比10.0%減少）
- 2 整理済額 …… 6,091億円（前年度比 7.1%減少）
- 3 滞納整理中のものの額… 7,554億円（前年度比 6.9%減少）

1 新規発生滞納額の状況

期限内収納を確保するため、期限内納付に関する広報や納期限前後の納付指導の実施など、滞納の未然防止に努めた結果、令和元年度における新規発生滞納額は、5,528億円となりました。

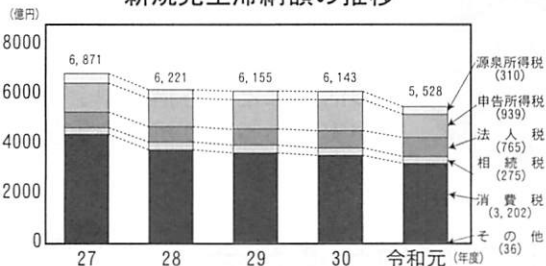
（平成30年度（6,143億円）より615億円（10.0%）減少）

新規発生滞納額は、過去最も多かった平成4年度（1兆8,903億円）の29.2%と、引き続き低水準となっています。

全税目の滞納状況 単位：億円、%

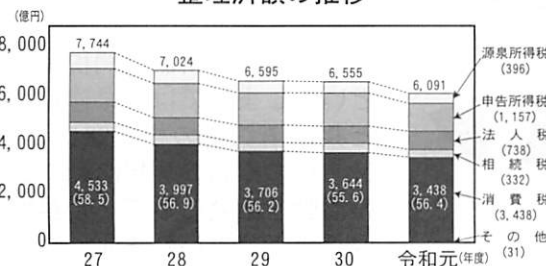
区分 年度	新規発生滞納額		整理済額		滞納整理中のものの額	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
27	6,871	116.2	7,744	115.9	9,774	91.8
28	6,221	90.5	7,024	90.7	8,971	91.8
29	6,155	98.9	6,595	93.9	8,531	95.1
30	6,143	99.8	6,555	99.4	8,118	95.2
令和元	5,528	90.0	6,091	92.9	7,554	93.1

新規発生滞納額の推移



（注）消費税の（ ）内は、全税目中に占める消費税の割合である。（以下の図も同じ）

整理済額の推移



2 滞納発生割合の状況

滞納発生割合（新規発生滞納額（5,528億円）/徴収決定済額（61兆7,896億円））は、0.9%になりました。

この滞納発生割合は、平成16年度以降、16年連続で2%を下回り、国税庁発足以来、最も低い割合となっています。

（注）徴収決定済額とは、申告などにより課税されたものの額をいいます。

3 整理済額の状況

滞納については、集中電話催告センター室において、新規発生滞納事案を幅広く所掌して、早期かつ集中的に電話催告等を行い、効果的・効率的な滞納整理を行うほか、国税局や税務署の徴収担当部署においては、納税者個々の実情を踏まえながら、法令等に基づき、確実な徴収に努めました。

この結果、令和元年度の整理済額は、6,091億円となりました。

（平成30年度（6,555億円）より464億円（7.1%）減少）

整理済額（6,091億円）は、新規発生滞納額（5,528億円）を564億円上回りました。

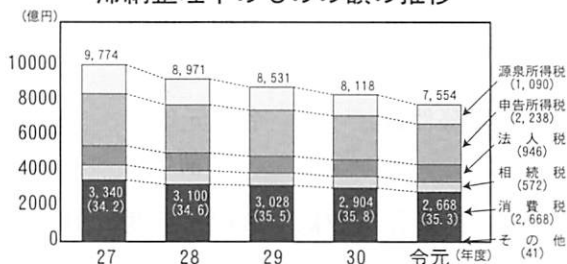
4 滞納整理中のものの額（滞納残高）の状況

滞納の未然防止及び整理促進に努めた結果、令和元年度末における滞納整理中のものの額は、7,554億円となりました。

（平成30年度（8,118億円）より564億円（6.9%）減少）

滞納整理中のものの額は、平成11年度以降、21年連続で減少し、ピーク時（平成10年度、2兆8,149億円）の26.8%になりました。

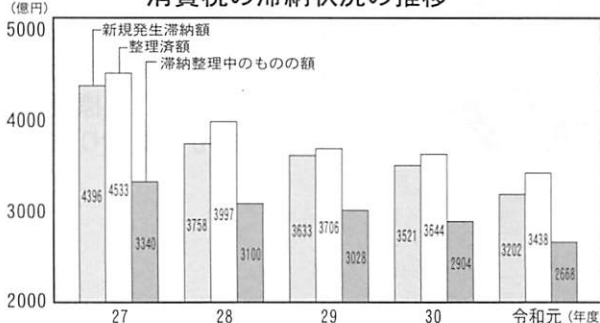
滞納整理中のものの額の推移



消費税の滞納状況 単位：億円、%

区分 年度	新規発生滞納額		整理済額		滞納整理中のものの額	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
27	4,396	133.4	4,533	134.1	3,340	96.0
28	3,758	85.5	3,997	88.2	3,100	92.8
29	3,633	96.7	3,706	92.7	3,028	97.7
30	3,521	96.9	3,644	98.3	2,904	95.9
令和元	3,202	91.0	3,438	94.3	2,668	91.9

消費税の滞納状況の推移



関東信越間税会連合会

(単体会数63間税会 会員数20,683名) 令和2年4月1日現在



小暮 進勇会長

関東信越間税会連合会は、埼玉・茨城・栃木・群馬・長野・新潟の6県間連及びその傘下の63間税会で構成されています。

地理的には、埼玉県から新潟県の日本海側と広範囲に及び、全県間連の役員が集まるには不便な面もありますが、各県間連が緊密な連絡調整や情報交換を行いながら活動しています。

活動に当たっては、税の標語の募集、クリアファイルの配布等について「0（ゼロ）無い運動」を展開するとともに、組織の増強に力を入れてきました。

また、当連合会独自の各県1間税会を指定したモデル会制度や税の標語及び会員増強に対する独自の推進費（報奨金）制度を設けて活動の活性化を図ってきました。

その結果、会員数等も順調に増加してきましたが、最近、やや停滞が見られますので、気持ちを新たに、会の発展に取り組んでまいります。

《最近の活動状況》

組織増強（会員数）	令和2年度	20,683名
	前年比	△379名
税の標語応募件数	令和元年度	92,098点
	前年比	+19,683点
クリアファイル作成枚数	令和元年度	168,269枚
	前年比	+7,481枚
消費税アンケート調査回収枚数	令和2年度	3,420枚
	前年比	△8枚

埼玉県間税会連合会

単体会数15間税会
会員数 7,426名



小暮 進勇会長

会員増強!! 来年度4月1日現在での会員増強達成目標は、関東信越間税会連合会21,500人社、埼玉県間税会連合会8,000人社です。当会独自の助成金制度を活用して活動の充実を図り、目標達成に向かって取り組んでまいります。

茨城県間税会連合会

単体会数8間税会
会員数 3,527名



安達 實会長

茨城県間税会連合会では、会員増強による組織拡大を主軸とした活動を推進しており毎年堅調に増加しております。また、各単会の管轄税務署との連携を図りながら税に対する研修会、啓発活動等を実施しております。

栃木県間税会連合会

単体会数8間税会
会員数 1,793名



中島 理会長

栃木県間税会連合会では、税務御当局と連携し、世界の消費税クリアファイル・税の標語・税金クイズ・租税教育等の間税会活動を通じ、消費税の啓蒙に努めています。又、消費税の軽減税率制度説明会の開催など、周知広報を行っています。

群馬県間税会連合会

単体会数9間税会
会員数 2,567名



中島 祥博会長

群馬県間連9単会と各税務署のご協力を頂きながら、税に対する啓発活動・広報活動を実施し間接税、特に消費税の重要性をお伝えし、その活動の基本となる「組織拡大」に努め、仲間を増やしてまいります。

長野県間税会連合会

単体会数10間税会
会員数 3,258名



倉石 和明会長

会員増強による組織と財政の充実を主軸とし、消費税など間接税についての正しい知識の普及、自主的な申告納税をしてもらうための活動など、各構成単会それぞれが実のある取り組みを実施してまいります。

新潟県間税会連合会

単体会数13間税会
会員数 2,112名



高野 幹也会長

新潟県においては県内人口が10年前に比べて20万人減となり少子高齢化に歯止めが掛かりません。その様な中で新潟県間税会連合会といたしましては、県連13単会と共に消費税の相談窓口として、又、税の標語の募集活動などの広報活動を活発にして、会員増強に取り組んでまいります。



【沖縄間税会連合会】



沖縄間税会連合会会長
那覇間税会会長
名幸 諄子

沖縄間税会連合会（沖縄間連）は県内の税務署単位に6の単位会（那覇間税会、北那覇間税会、沖縄中部間税会、沖縄北部間税会、宮古島間税会、八重山間税会）で構成され、会員数は約467名となっています。「局連だより」に沖縄間税会連合会が掲載されますのは全間連会報131号以来約6年ぶりです。あれから6年の間に世の中の流れは大きく変わっていききました。間税会の立場からすると、去年10月に消費税率10%の引上げ及び消費税軽減税率制度の導入が実施されたことが大きなトピックではないでしょうか。



県連総会



消費税軽減税率セミナー

沖縄間税会連合会としては、この大きな取組みにどう対応していくか、制度が始まる数年前からの重要課題としてきました。沖縄間連の取組みとしては、税理士や税務署職員を招いてのセミナーの開催、他の税務団体との共催による勉強会などの啓蒙活動に積極的に対処しています。また、組織の拡大強化、税を考える週間への協力、国税及び関係税務団体との連携、e-Taxの普及促進などを取り組むことで確固たる間税会の役割を高めてきました。

沖縄間連	令和2年	令和元年	平成30年	平成29年	平成28年
那覇	41	41	40	40	42
北那覇	131	143	143	143	148
沖縄中部	175	177	177	171	164
沖縄北部	87	88	89	90	92
宮古島	13	10	10	10	(休眠)
八重山	20	(休眠)	(休眠)	(休眠)	(休眠)
合計	467	459	459	454	446

「沖縄間連の組織状況 会員数の推移」

これらの活動の中心として沖縄間税会連合会を引っ張ってこられた、名幸諄子会長がその功績が認められ、2017年に国税庁長官納税表彰、2019年には財務大臣納税表彰を受賞しました。

しかしながら現状としましては、年々会員数は増加傾向ですが、全国各地の間税会と比べると、沖縄間連での活動内容はまだまだ十分とは言えず課題も多く残っています。今後も沖縄の地から間税会の重要性を発信して、地域社会に貢献できるよう努めていきます。以下、それぞれ特色のある単位会をご紹介します。



国税庁長官納税表彰を受賞した名幸会長



受賞祝賀会

【那覇間税会】

那覇間税会は平成元年の設立以来、様々な活動を通じて青少年の健全な育成に積極的に取り組んでいます。

那覇税務署管内の税務関係9団体で構成する那覇税務団体協議会の構成団体の一員として「未成年者飲酒防止・飲酒運転根絶宣言」の宣言書に署名するとともに、各地のイベント会場で未成年者飲酒防止などを呼び掛けています。また、租税教育活動では、

子どもたちが労働や納税などの経済活動を学ぶイベント「体験子どもフェスティバル」にも協賛。参加者らに「世界の消費税クリアファイル」を配布し、消費税への関心と理解を求めてきました。

さらに、税を考える習慣の一環である「税の標語」の募集には特に力を入れており、昨年の応募総数は3,533点にも及びました。当初は100点を集めるのも困難でしたが、こつこつ続けることが大切であり、近いうちに5,000点の突破を目指します。



税の標語表彰式

【北那覇間税会】



北那覇間税会
会長 屋良 学

北那覇間税会は平成元年5月29日に設立、会員事業所は、浦添市、那覇市（一部）、西原町、島尻郡の離島（久米島 他）の範囲とし、近年会員数は減少傾向にありますが、その時々々に即した研修会や会員親睦事業などを主な活動とし年間5～6回程度開催しています。

1. 消費税関連研修会の開催

消費税増税に伴う「消費税軽減税率制度の実務」「消費税軽減税率留意点とインボイス」「区分経理から消費税申告書作成 他」等の研修会講師に税務署職員を招き、消費税の概要から実務におよぶ幅広い内容で開催。



研修会「消費税軽減税率制度の実務」

2. 救命講習会の開催

浦添市消防にて「普通救命講習会」を開催しており、会員企業も恒例の講習会となって定着しているため、職員がかわりがわり参加する企業も多いです。講習内容も企業内にとどまらず家庭でも役立つと大変好評で長年に渡り継続的に実施しています。

3. 会員親睦事業の開催

「沖縄の観光産業を考える」をテーマに県内各観光地やリゾートホテルの施設見学、昼食と観光客の目線で体験する親睦事業で、参加も企業の代表者のみならず、社員の参加もあり大変楽しい事業となっています。

4. 税に関する標語募集

浦添市内、西原町内の小学校へ税の標語募集を行い、毎年1500点程度の応募があり、その中から間税会長賞を4点選出、そして応募のあった小学生に全国間税会総連合会の「世界の消費税」クリアファイルを配布し喜ばれている毎年開催の事業となっています。



税に関する標語表彰式

【沖縄中部間税会】



沖縄中部間税会
会長 當山 政順

沖縄中部間税会は消費税導入の平成元年に、40社程の会員で創設され、現在の会員数は175社程に増加しております。会員拡大については力を入れて活動しておりますが、間税会をはじめ、我々の周りには多種多様な団体が活動しており、一つの企業でいくつもの団体に所属している、という現状です。このようななかで、間税会に新規に加入して頂き、かつ継続して頂くというのは、大変苦勞している所でもあります。

そこで、最近の大きな事業の一つとして、改めて30年間にわたる間税会の存在意義、活動内容、現状をまとめ、会員の皆様に周知すべく、創設30周年記念誌を作成、発刊し、会員の皆様、関係各位に

配布いたしました。今後の会の発展、充実した活動にも寄与することが出来たのではないかと考えております。

また、「税を知る週間」「確定申告時期」には懸垂幕を国道沿い掲揚し、継続的に広報活動を行っております。税を知る週間には、子供たちに税について興味を持ってもらえるよう、管内の中学校、高等学校に「世界の消費税クリアファイル」を贈呈してまいりました。



「税を考える週間」掲揚式



確定申告懸垂幕掲揚式

消費税は所得税に次ぐ、国の収入を支える基幹税であります。景気の動向に左右されにくい安定的な税である消費税は、今後ますます、国の財政を支える重要な税収となってまいります。当会といたしましても、積極的に、会員・関係各位との親睦を深め、会員企業に有益な情報を発信し経営の安定に役立てていただき、また、税務行政への協力を行って参る所存ですので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。



地元の中学校へ「世界の消費税クリアファイル」贈呈式

消費税は所得税に次ぐ、国の収入を支える基幹税であります。景気の動向に左右されにくい安定的な税である消費税は、今後ますます、国の財政を支える重要な税収となってまいります。当会といたしましても、積極的に、会員・関係各位との親睦を深め、会員企業に有益な情報を発信し経営の安定に役立てていただき、また、税務行政への協力を行って参る所存ですので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

【沖縄北部間税会】



沖縄北部間税会
会長 山川 宗克

沖縄北部間税会は、消費税の導入に伴い消費税の自主的な申告納税体制の確立を通して税務・税制の公正に寄与し、あわせて経営の健全な発展を図ることを目的に、平成元年5月に名護間税会として設立され、平成10年に現在の名称に改称されました。

設立以来、税務行政及び関係団体のご支援ご協力のもと、研修会・講演会の開催や全間連会報の全会員への発送等を行っています。

<令和元年度の主な会活動>

①会議等の開催

正副会長会議 2回(5月・2月)
理事会・通常総会 1回(6月)

②研修会及び文化講演会の開催

令和元年10月1日からの消費税引上げに伴い「消費税軽減税率説明会」を通常総会後に開催。

本年度も研修会等を通じ、消費税の軽減税率インボイス制度の周知を図って参ります。また、文化講演会を年1回開催し、知識や見聞を広めています。



「消費税軽減税率説明会」



「文化講演会」

③消費税に関するアンケート調査

全間連の消費税に関するアンケート調査依頼にもとづき、理事役員を中心に実施しています。

区分	H28	H29	H30	H31	R2
回答数	9	9	18	10	11
回答率	37.5%	37.5%	64.3%	35.7%	39.3%

④タクシー活用による広報活動

当会会員企業(株)丸金交通のご協力を得て、タクシーによる確定申告の経理区分について広報活動を実施しました。



⑤税務関係団体等との連携・協調

・税務関係8団体を構成委員とする沖縄北部税務団体協議会と名護税務署との定例会を年1回開催し、各団体の連携・協調、税務署との情報交換等を行っています。

・当協議会では地域のイベントやんばの産業まつりに出展し、体験型租税教育の実施や各団体ののぼり旗の設置、パネルの展示

等で間税会のPRを図るとともに、地域のさくら祭りのパレードに参加し、確定申告期の広報活動を実施しています。



「産業まつり」



「パレード広報」

【宮古島間税会】



宮古島間税会
会長 羽地 昇子

宮古島間税会は、設立時から羽地会長が就任しており、しばらくの間は休眠状態が続いていましたが、平成28年に活動を再開しました。主な取組みは法人会との共催イベントに協力しており、宮古島間税会は「税を考えるつどい」における消費税完納宣言を担当しています。また、確定申告時期になると、期限内申告・納付及びe-Tax利用推進の横断幕を掲揚しています。



「税を考えるつどい」における消費税完納宣言

前年は消費税率の引上げや消費税軽減税率制度の導入に合わせて「消費税軽減税率制度対策補助金セミナー」、「消費税軽減税率制度説明会」を実施しました。

今後も消費税を中心とした税金の周知、期限内納税等の啓発活動を通し、更なる組織強化と会の発展に取り組んでいく所存です。

【八重山間税会】



八重山間税会
会長 座喜味 盛行

八重山間税会は沖縄県の石垣島にある石垣税務署管轄内にある事業所で構成しており、日本最南端の地で活動する間税会となります。2020年7月現在、会員数は約20名で年齢が30代、40代の会員が多く、近い世代の仲間達と楽しく活動させて貰っております。

メインの事業と致しまして、毎年、学校関係者の皆様、税務署の皆様のご協力を頂きながら中学生を対象とした税の標語の審査を行い表彰させて頂いております。租税教育への理解が深まり、中学生に提出して頂いた素晴らしい税の標語の数々を審査するにあたり、私達会員も深く考えられる事も多く、選考過程には全会員がしっかりと向き合い審査させて頂いております。また、地元の祭り会場にて地域の他団体の方々と一緒に未成年者飲酒防止キャンペーンを行い団扇等の啓発アイテムを配布・活用しながら、税に関して地域の皆様への広報活動も合わせて行っております。その他の税務関連団体である、沖縄間税会連合会、八重山地区租税教育推進協議会、八重山地区税務団体協議会等へ所属し、協力及び連携を行っており本年度は八重山地区税務団体協議会の会長を八重山間税会会長が務めております。その他「税を考える週間」行事への参加や必要に応じての講演会、研修会の開催等を行っています。今、私たちの課題の一つに、組織の拡大強化があると認識し新規会員の募集、加入推進を進めている所で御座います。今後も税への理解を深め、会員企業のさらなる隆盛に寄与する団体として活動して参ります。



税の標語表彰式

組織増強への取り組み

各間税会とも、間税会活動の最重点項目として、組織の拡大・強化に努めてきているところですが、13頁に掲載しましたように、令和2年4月1日現在の会員数(組織形態の異なる大阪局間連を除きます。)は、89,952名となり、前年同期の90,993名に比べて1,041名の減少となりました。

このような状況の中、会員増強に精力的に取り組まれ、大幅に会員数を増やした間税会があります。

今回の間税会だよりでは、令和元年度中に大幅な会員増を行った会の中から、7間税会について、会員増強への取り組み方を中心とした活動状況を紹介させていただきます。

葛飾間税会

東京局間連

1 組織状況表

区分	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4
会員数	311名	374名	357名	429名

2 会員拡大への取り組み方

平成29年度-令和2年度の、増加率は137.9% 増加数118人と、東京局間連所属間税会の中ではどちらも首位を取らせて頂くことが出来ました。

主な要因は賛助会員の拡大を意識的に行った事によるものです。これは金子名誉会長から申し継がれた計画でしたが、さらに同時期に塩井副会長の提案で「年会費は全員一律」という事が昨年の総会で決議された事も大きな要因でした。

それまでは会長3万6千円、副会長2万4千円、常任理事1万2千円その他は6千円と役職によって金額の違いがありましたが、このままでは新役員の確保が難しくなるとの事から金額を6,000円一律にしました。

反面それは会費の大幅減収に繋がり会の運営が一気に厳しくなってしまう事を意味します。そこで役員の皆様にお願ひした結果新規に108名の賛助会員を獲得する事が出来ました。

また、同時に、将来の役員を期待出来る新会員の入会促進も続け活力ある間税会活動を推進して行きたいと思ひます。

間税会は法人会と同時加入している会員も多いのですが、法人会に比較して「会費が安い。会議が少ない。役員ノルマも少ない。税務署の幹部の皆様とも会える機会が多い」と伝え、理解して入会して頂ける方も結構ありますので、引き続き勧誘を進めて行きたいと思ひます。

3 従来から実施している主な事業活動

メイン事業である税の標語の募集事業については、昨年度は応募用紙の書式を変えて、一人が3作品まで応募出来るようにしたため過去最多の4,992作品を集める事が出来ました。一人当たり約1.8作品ご応募してくださいました。

ただし、そのほとんどは五七五形式でした。今年度は全間連の推奨する「自由形式」を募集の段階からアピールし、一人2作品までと制限をかけました。当然応募数は減る事と思ひますが、どんな個性的な作品が出てくるか、大変楽しみです。

4 今後における事業活動の方針

昨年12月に中国武漢で発生した新型コロナウイルス感染症による世界的なパンデミックの影響で、ほとんどの活動に制限が掛かっております。3月の会員交流会、5月の総会、7月のポウリング大会、10月のゴルフ大会、と次々に行事が中止になり、今後の事業や活動も開催の可否を検討しております。

そんな中でも理事会はソーシャルディスタンス、手指の消毒、検温、マスクなどの感染予防対策に注意しながら開催しており、秋の「税を考える週間」の各種行事、講演会などの準備を進めている最中です。今年中には、是が非でも新型コロナウイルス感染問題に何らかの解決策が見出され、新春賀詞交換会が滞りなく開催されるように願っております。

葛飾間税会 会長 瀧澤 一郎

所沢間税会

関東信越間連

1 組織状況等

区分	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4
会員数	1,100名	1,100名	900名	1,120名

2 組織拡大への取り組み方

所沢間税会は、平成30年度・31年度と全国間税会総連合会からモデル会に指定され、それを期にモデル会実行委員会を開設しました。

各支部長を重点項目の委員長に任命し活動の強化を図りモデル会最終年で目標に達した各委員会の活動内容を記します。

◎会員増強委員会

モデル会指定を受け新規に入会案内パンフを作成し所沢間税会会報と共に会員に3点セット(入会案内書、口座振替用紙、クリアファイル)等、役員全員で新規入会対応を行いました。また、各種団体(税理士会・法人会)等への案内も実施し会員増強に繋がりました。

そして、最終年は、会員増強決起大会を開催しました。

◎税の標語委員会

30年度5,866点、31年度7,044点、令和元年15,408点の作品の応募があり参加学校数も年々増え本年度は、小学校44校、中学校31校、高校1校の協力を頂きました。また、所沢間税会では、作品点数が多い学校には、特別学校賞として賞状と副賞を出しています。そして、毎年税の標語優秀作品は、市の納税表彰式の席上受賞者に賞状と記念品が授与されています。

◎税務研修委員会

軽減税率等の研修 開催件数7回 参加者数359名
支部単独 開催件数1回 参加者数20名

業種別研修会では、食品衛生協会と飲食業組合の合同で開催を行いました。

3 その他の特記事項

所沢間税会独自の会員証のプレートを作成し全会員に配布

4 今後の活動方針

今後も会の活動を異業種交流の場として位置付け、既存会員とのコミュニケーションをより図り新規入会者を増やしていきます。また、各種イベントを開催し間税会のアピールを重ねてまいります。

所沢間税会 会長 鴨井 保夫



第123回理事会

上田間税会

関東信越間連

1 組織状況等

区分	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4
会員数	1,105名	1,043名	1,050名	1,161名

2 組織拡大への取組み方

上田間税会創立30周年記念事業の一つとして、「会員増強プロジェクトチーム」を発足させました。各支部より選出された13名の精鋭会員は青・壮・老と三位一体となり、7ヶ月間を限定として会員増強に走りまわりました。今までに無い取組にメンバーは各地飛びまわり126人社の会員獲得を達成いたしました。創立して30年、様々な事情で会員数の減少はいなめません、いまこそ会員増強に力を入れ組織の拡充強化と財政の確立を図る必要があることに賛同していただきチームが出来上がり、成果を挙げる事が出来ました。

3 主な事業活動の内容

総務組織委員会・税制研究委員会・広報委員会・研修委員会・女性部と各委員会を中心に、研修会、一泊研修旅行、親睦ゴルフ大会、うえだ間税会会報の年2回発行、講演会、女性部中心に「税の標語」の募集、料理講習会等、会員の親睦を図りながら楽しい上田間税会を目指しております。

創立30周年記念講演会はテレビキャスターの辛坊治郎氏をお迎えし、約500人の会員・一般の方々にお聞きいただきました。また視察研修旅行として2月に関東信越国税局・造幣さいたま博物館・大宮盆栽美術館等にも行ってきました。



視察研究旅行 関東信越国税局にて

4 今後の活動方針

消費税に関する会でありますので、間接税の重要性を認識し納税意識の向上はもとより、税務署の署長様始め担当の方々よりご指導を頂きながら、間税会は楽しいよと思われる活動を進めていき、会員増強に繋げていきたいと思ひます。

上田間税会 会長 荻原 好

青森間税会

仙台局間連

1 組織状況等

区分	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4
会員数	91名	143名	127名	167名

2 組織拡大への取組み方

私が、平成22年会長に就任した当時の会員数は60名程度でしたが、当初は会社関係の人達を勧誘し、徐々にではありますが、会員増になりましたが、入会者と退会者がほぼ同じで中々会員増強には繋がりませんでした。平成27年に仙台局連から青森県からまだ一度もモデル間税会の指定を受けていないので、『一度受けてみませんか』との声掛けに、今まで受けていなかった事に大変申し訳なく思ひ、快諾しました。当時は72名でしたので当面の目標を100名としました。役員は必ず1名を勧誘する事。私は10名を必ず入会させる事を誓ひ実行しました。モデル会1年目は91名と目標には届きませんでした。賛助会員制を創設し、会費を経費ぎりぎりの2,000円とし会員の社員や家族を入会させ、会員増強の起爆剤として、実施しました。その成果が出、2年目には143名の会員数になりました。しかし、その賛助会員にも限界があり、翌年は減少しました。私はライオンズクラブに所属し、会員が50

名いますが、約9割が間税会の会員になっています。そこで考えたのは『燈台下暗し』で、青森市内には13クラブ約400名のライオンズ仲間がいます。私は幸ひキャビネット幹事の経験があり、ほぼ全会員と顔を会わせています。そこに着目し、仙台局連の会長という立場で、消費税が10%になる時期で、軽減税率・消費税についての講演と絡ませて、間税会についても理解を求めました。今年度は200名を目指し、各クラブと日程調整をし、副会長と共に訪問しました。しかし、途中新型コロナウイルスの影響で訪問が中止となり、40名増の167名に留まりましたが、令和2年度は200名達成に向けて努力したいと思ひます。青森県内には約2,000名のライオンズクラブ会員がおり、各単会の会員増強の為、各会長と共に、県内クラブを訪問し、青森県全体の会員増強に結びつきたいと思ひます。

青森間税会 会長 来海 伸博



来海会長あいさつ

高岡間税会

北陸間連

1 組織状況等

平成28年	29年	30年	31年	令和2年	増加数
270	257	290	315	364	94

2 組織拡大への取組み

高岡間税会は平成29年5月に花田修一が新会長に選出以降、間税会事業の活性化には組織を拡大することが必要不可欠であると考へ、会員増強に取組んできました。

まずは、組織委員会の理事を増やし会員勧誘体勢を整えました。期初において年間の会員獲得数を50名と定め、若手会員の獲得を中心に推進しました。他団体の青年部・青年会議所メンバーへの勧誘を中心に実績を重ね、就任1年目に純増で33名増の290名の会員数となりました。

平成30年度には全間連より「モデル会」の指定を受けました。この事により組織委員会の活動がより活発になり、「モデル会」1年目に25名、2年目に49名の純増を達成しました。

3 従来から実施している主な事業活動

毎年5月の通常総会後の講演会では動物園の名誉園長さんの話から、タイムリーな経済・時事の話まで趣向を凝らして開催致しました。

平成30年からは初めて管内の中学校、高等学校の生徒を対象に「税の標語」募集を行い、税に対する啓蒙活動を行いました。

間税会では年間2回の税務研修会を開催し、会員へタイムリーな税務知識取得の一助となったと考えております。また、「税を考える週間」には「地元企業や酒蔵の見学ツアー」を企画し好評



税務研修会（皇国晴酒造）

を得ました。

さらに、昨年10月の消費税率引上げ後に「消費税期限内完納宣言」、「街頭での納税周知活動」を行い、広く一般の方に「間税会」の活動を示す機会を得ました。

今後も会員への「税に対する啓蒙活動」に邁進していきます。
高松間税会 会長 花田 修一

高松間税会 四国間連

1 組織状況等

区分	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4
会員数	467名	539名	513名	516名

2 組織拡大への取組み方

高松間税会の取組みとして、①役員・理事に3人社以上の新会員の獲得を呼び掛け、②賛助会員（個人）という会費を抑えた枠を設けました。その結果として、この3年間で50人社の増員ができました。

3 主な事業活動の内容

- 国税局長、税務署長による講演・研修
特に、女性部・青年部の研修で国税幹部に講演等を依頼し状況を呈しています。
- 税を考える週間にあわせた各種活動
間税会役員及び税務署幹部が街頭広報で世界の消費税図柄刷込みクリアファイル等を配布したり、税の標語入選作品の展示を行っており、多数の来場があります。
- 「税の標語」募集活動
市内中学校の半数以上から応募があり総数は958点でした。
- 市内小学校で行われる租税教室への講師派遣
毎年2校に2名の会員が講師を行っております。

4 今後の活動方針

- 消費税に関する啓発・広報
インボイス制度導入など今後ますます複雑かつ差別化が図られる消費税制度について研修会を充実させるなど啓発・広報を図りたいと考えております。
- 高松間税会の会報誌を年2回発行
新規会員の紹介や会員の生の声などを掲載し交流を活発にし、組織の拡充・会員増強を図りたいと考えております。

高松間税会 会長 村上 義憲



女性部・青年部合同研修会で講演する
高松税務署 山下成治署長

博多間税会 福岡局間連

1 組織状況等

区分	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4
会員数	609名	580名	583名	671名

2 組織拡大への取組み方

博多間税会では役員・組織委員会及び青年部会・女性部会を中心に会員と新会員の交流を深め、お互いに魅力を感じられる会の事業や活動に力を入れてまいりました。また、未入会の方にも会活動にご参加頂き、博多間税会のアットホームで楽しい会の雰囲気を知ってもらったことや、博多税務署様にもご協力頂き、軽減税率制度研修会等を開催し、会員の皆様の通常の業務にもお役に立てる様努めたことも会員の増加に繋がったのではないかと思います。また、29年度の総会では役員の数も50名から80名に増員し、

動ける役員さんたちを増やしたことも会員増強に大きく寄与したのではないかと考えております。

3 従来から実施している主な事業活動等

- 年に1度会報誌作成・配布（広報委員会）
- 博多税務署様との賀詞交歓会・名刺交換会の開催（各年1回）
- 「税を考える週間」事業
街頭広報活動としてJR博多駅前広場において、世界の消費税クリアファイル2,000部配布及び情報交換会
- 税に関する研修会の開催（年1～2回）
- 青年部主催の研修会・懇親会の開催（年1～2回）
- 女性部主催の研修会・懇親会の開催（年1～2回）
- 親睦ゴルフ大会の開催（年2回）（組織委員会・青年部会）

4 今後における事業活動を中心とした会活動の方針

従来から実施している間税会の事業活動をより充実させ、会員に役立つ活動を重点的に実施し、更なる会員増強に力を入れていくとともに、退会者の減少にも努めていきたいと考えております。コロナウイルス感染拡大・緊急事態宣言等々で大きな経済ダメージを受けた会員も多い事を考え、今後はいままで以上に会員の皆様の異業種交流・情報交換の場として役立つ様、魅力的な会活動を計画していきたいと思っております。そして、会員の皆様に適時、的確に税務行政に関する情報等をご提供できるよう研修会等の開催にも努めていきたいと思っております。

博多間税会 会長 河野 武司



「税を考える週間」事業 街頭広報活動

間税会組織の現状

1 間税会の組織状況

令和2年4月1日現在の会員数は89,952名（下部組織のない大阪局間連を除きます。）で、前年同期の会員数90,993名に対し1,041名の減少となっております。

別表1「間税会組織状況表」は、各局間連別の組織状況を表したものです。

各局間連の会員数の変動を見ますと、東京・福岡は、増加しましたが、他は減少しました。

別表1 間税会組織状況表

局連名	会 員 数		
	令和2年4月1日	平成31年4月1日	増減
	名	名	名
東 京	20,327	20,320	7
関 東	20,683	21,062	△ 379
大 阪	8	8	0
北 海 道	4,678	4,736	△ 58
仙 台	3,639	3,685	△ 46
東 海	7,527	7,666	△ 139
北 陸	6,040	6,066	△ 26
広 島	8,952	9,307	△ 355
四 国	5,759	5,905	△ 146
福 岡	9,000	8,849	151
南 九 州	2,895	2,938	△ 43
沖 縄	452	459	△ 7
計	89,952	90,993	△ 1,041
	89,960	91,001	△ 1,041

(注) 1. 会員数には、業種別部会の会員数を含む。(仙台)
2. 計欄の上段は、下部組織を持たない「大阪」を除いた会員数である。

2 過去5年間の会員数の推移

会員数の推移を過去に遡ってみますと、平成12年度までは増加してきていましたが、平成13年度からは減少に転じてきました。平成26年度以降は「会員増強」が全間連の最重点施策の一つとされたこともあって、平成27年4月1日以降の会員数は別表2のとおり30.4.1までは増加してきましたが、昨年度より減少に転じました。

3 会員数階層別間税会

別表3「間税会会員数階層別分布状況」は、会員数別の単位会

別表3 間税会会員数階層別分布状況

局間連 会員数	東京	関東信越	北海道	仙台	東海	北陸	広島	四国	福岡	南九州	沖縄	合計
100名未満	9 (11)	9 (9)	9 (9)	40 (41)	27 (26)	2 (2)	18 (21)	8 (8)	5 (5)	25 (24)	4 (4)	156 (160)
100名以上	37 (35)	25 (23)	11 (11)	11 (9)	9 (10)	4 (4)	14 (10)	7 (8)	12 (12)	8 (9)	2 (2)	140 (133)
200名以上	15 (13)	5 (9)	7 (7)	1 (2)	4 (3)	3 (2)	10 (8)	4 (3)	4 (6)	2 (2)		55 (55)
300名以上	10 (15)	5 (2)	2 (2)		4 (4)	1 (2)	5 (7)	2 (2)	4 (2)			33 (36)
400名以上	8 (5)	5 (6)	1 (1)		1 (2)	1 (1)	2 (2)		1 (1)			18 (19)
500名以上	2 (3)	4 (2)			2 (2)		(2)	2 (1)	1 (1)			11 (11)
600名以上	2 (1)	1 (4)				1 (1)	1	1 (1)	3 (2)			9 (9)
700名以上		3 (1)			1 (1)	2 (2)						6 (4)
800名以上		1 (1)						1				2 (1)
900名以上		1 (3)						(1)	1 (1)			2 (5)
1,000名以上	1 (1)	4 (3)				1 (1)			1 (1)			7 (6)
計	84	63	30	52	48	15	50	25	31	35	6	439

(注) () 書は前年度

最 高	武蔵野	上田	札幌西	いわき	松阪	富山	福山	高知	小倉	熊本	沖縄中部	武蔵野
	1,829	1,161	415	258	758	1,669	617	892	1,175	270	169	1,829
最 低	平塚	糸魚川	富良野	胆江	飛騨	奥越	柳井	脇町	対馬	小林	八重山	胆江
	41	33	41	6	14	74	51	65	80	25	14	6
平 均	242	328	156	70	157	403	179	230	290	83	75	205
モデル会	大月	所沢	留萌	両磐	熱田	高岡	米子		小倉			平均
	607	1,120	136	115	88	364	229		1,175			479

4 会員数のランキング

別表4「会員数ランキング」は会員数上位から55間税会（会員数400人以上）を掲載しました。

会員数ランキング55の局間連別では、①関東信越19、②東京13、③福岡6、④北陸5、⑤東海・四国4、⑥広島3、⑦北海道1となっています。

別表4 会員数ランキング

順位	団 体 名	会員数	順位	団 体 名	会員数
1	武蔵野（東京）	1,829	11	古河（関東信越）	851
2	富山（北陸）	1,669	12	川口（関東信越）	770
3	小倉（福岡）	1,175	13	松阪（東海）	758
4	上田（関東信越）	1,161	14	宇都宮（関東信越）	752
5	大宮（関東信越）	1,120	15	浦和（関東信越）	739
5	所沢（関東信越）	1,120	16	福井（北陸）	722
7	土浦（関東信越）	1,021	17	金沢（北陸）	721
8	越谷（関東信越）	954	18	西福岡（福岡）	697
9	福岡（福岡）	909	19	佐原（東京）	677
10	高知（四国）	892	20	博多（福岡）	671

順位	団 体 名	会員数	順位	団 体 名	会員数
21	長崎（福岡）	657	39	上尾（関東信越）	472
22	長尾（四国）	650	39	東三河（東海）	472
23	小松（北陸）	645	41	諏訪（関東信越）	456
24	長野（関東信越）	644	42	山梨（東京）	453
25	福山（広島）	617	43	東金（東京）	443
26	大月（東京）	607	44	前橋（関東信越）	442
27	新潟（関東信越）	592	45	葛飾（東京）	429
28	本庄（関東信越）	573	46	市川（東京）	423
29	竜ヶ崎（関東信越）	565	46	武生（北陸）	416
30	荒川（東京）	533	48	札幌西（北海道）	415
31	船橋（東京）	532	49	相模原（東京）	413
32	高松（四国）	516	50	松本（関東信越）	410
33	岐阜北（東海）	505	51	甲府（東京）	408
34	鈴鹿（東海）	503	51	呉（広島）	408
34	松山（四国）	503	53	春日部（関東信越）	405
36	佐賀（福岡）	501	54	足立（東京）	403
37	高崎（関東信越）	500	55	品川（東京）	400
38	広島西（広島）	485			

令和2年度「消費税等に関するアンケート調査」の実施

アンケート集計結果報告

I 調査の目的

全国間税会総連合会（以下「全間連」という。）では、国民生活の実情等を踏まえた公正な税制と円滑な税務運営を推進する観点から、毎年、税制及び税務執行に関する提言活動を行っています。

昨年は、7月末の全間連常任理事会において承認された「令和2年度税制及び執行に関する要望書（間接税関係）」を財務省及び国税庁へ提出したほか、自民党や国民民主党・立憲民主党が開

を表したもので、会員数200未満の会が296会と全体の67%を占めています。

なお、1単位会当たり平均会員数は205名となっています。

別表2 過去5年間の会員数の推移

(単位：名)

区 分	28.4.1	29.4.1	30.4.1	31.4.1	2.4.1
会 員 数	89,031	91,214	91,836	90,993	89,952
前年度比	102	2,183	622	△ 843	△ 1,041

きくなり、本来の低所得者対策にはならないほか、

③ 事業者の事務負担も増加するなど

様々な問題があることから、「軽減税率制度の導入」には強く反対するとともに、低所得者対策については「給付付き税額控除制度(還付制度)」又はこれまで実施された「簡素な給付措置の拡充」により対応するよう求めてきているところです。

しかしながら、昨年10月1日から実施された「消費税率10%への再引上げ」と、「飲食料品」及び「新聞」を対象とした「軽減税率制度の導入」については、現段階の政治状況等を踏まえ、避けて通れない状況にあると考えられます。

また、毎年、実施しております「消費税等に関するアンケート調査」は、会員と全間連をつなぐ重要な行事の一つになっており、税制及び税務執行に関する要望事項のみならず、間税会の運営等に関する意見・要望を聴取する貴重な機会にもなっています。

以上のような状況を踏まえ、次に掲げる設問事項について、会員の皆様のお考えをお伺いするために、このアンケート調査を行いました。

II 設問事項

1 アンケート調査項目について

昨年10月からの「消費税率の再引上げ」と「軽減税率制度の導入」については、前述したように、現段階の政治状況等を踏まえますと、避けて通れない状況にあると考えられます。

したがって、今後の提言活動においては、軽減税率制度の導入による新たな消費税制度を前提にして要望事項を決定していく必要があり、少なくとも「単一税率の維持」又は「単一税率に戻すべきである」といった要求事項を項目建てして要望するのは現実的ではないと考えられ、全間連の税率構造等に対する考え方については、提言書の中で要求項目建てするのではなく、付記することとしました。

そこで、本年4月に実施したアンケート調査においては、これまで全間連が要望してきた事項のうち、次に掲げる事項について調査し、基本的にはより多くの会員の皆様の声を反映した提言書にすることで、提言内容のより充実化等を図ることとしました。

【アンケート調査項目】

○実施された消費税の軽減税率制度に関すること

全間連が導入に強く反対してきました消費税の軽減税率制度が昨年10月から実施され既に半年が経過しましたが、実施された軽減税率制度についてどう考えるか。

○総額表示義務の特例措置に関すること

事業者が消費者へ販売する場合には、令和3年3月末までの特例措置として、税込価格であると誤認されないための措置(例：〇〇円(本体価格)、〇〇円(税抜価格)などの表示)を講じているときは「税抜価格」を表示することも認められています。全間連では、店舗によって価格表示が異なり紛らわしい

こと等から、特例措置の期限到来後は消費税法に規定する「税込価格」を表示する総額表示に統一するよう要望しておりますが、今後の方向性についてどう考えるか。

2 上記の設問以外の税制や税務執行に関し、また、間税会の運営などについてのご意見、ご要望などがありましたら、何でも結構ですでお聞かせください。

III 回答率

アンケート用紙の配付枚数15,000枚に対して回答数は10,618枚であり、その回答率は70.8%でした(別表1参照)。

これは、令和元年度の回答数に比べ419枚減少し、回答率も73.6%から70.8%と2.8ポイント減少しました。

IV 回答内容の概要

質問事項別の回答内容の概要は、次のとおりである(別表2参照)。

1 「実施された消費税の軽減税率制度」に関すること

(1) 「②の軽減税率制度は廃止すべきである」と回答した者が、各局間連によってかなりの開き(最高値/仙台59.1%、最低値/東海34.3%)はあるものの、全体的には46.8%と概ね5割を占めており、全間連の提言書の方向性については容認されている。

しかしながら、「①の軽減税率制度が実施されて良かった」と回答した者も21.7%も占めている。

(2) 男女別で見ると、男性の52.2%の方々が「②の軽減税率制度は廃止すべきである」と回答しているのに対して、女性の場合は、「①の実施されて良かった」、「②の廃止すべきである」、「③のどちらとも言えない」と回答した者が、それぞれ3割前後となっており、意見が均衡している。

(3) 事業者・消費者別で見ると、事業者の51.2%の方々が「②の軽減税率制度は廃止すべきである」と回答しているのに対して、消費者の場合は女性の場合と同様に、①から③の意見が均衡している。

2 「総額表示義務の特例措置」に関すること

(1) 「①の税込価格を表示する総額表示に統一すべきである」と回答した者が、各局間連によってかなりの開き(最高値/東京69.8%、最低値/東海53.3%)はあるものの、全体的には60.9%も占めており、全間連の提言書の方向性については容認されている。

(2) 男女別で見ると、男性の61.9%の方々が、女性の59.0%の方々が、「①の税込価格を表示する総額表示に統一すべきである」と回答しており、また、事業者・消費者別で見ると、事業者の60.0%の方々が、消費者の64.7%の方々が、「①の税込価格を表示する総額表示に統一すべきである」と回答している。

別表1 アンケート調査回答率

区分	令和2年度			令和元年度		
	配布数	回答数	回答率	配布数	回答数	回答率
東京	3,300	1,834	55.6	3,340	2,201	65.9
関東信越	3,420	3,426	100.2	3,400	3,409	100.3
大阪	100	0	0.0	100	49	49.0
北海道	770	654	84.9	770	648	84.2
仙台	600	399	66.5	610	428	70.2
東海	1,250	987	79.0	1,250	994	79.5
北陸	990	743	75.1	980	706	72.0
広島	1,510	859	56.9	1,450	751	51.8
四国	960	515	53.6	970	475	49.0
福岡	1,440	859	59.7	1,460	1,020	69.9
南九州	480	324	67.5	490	326	66.5
沖縄	80	18	22.5	80	20	25.0
業種	100	0	0.0	100	10	10.0
計	15,000	10,618	70.8	15,000	11,037	73.6

別表2 消費税等に関するアンケート調査集計結果

	回答数(人)	割合(%)
1 実施された消費税の軽減税率制度に関すること		
①軽減税率制度が実施されて良かった。	2,300	21.7
②軽減税率制度は廃止すべきである。	4,964	46.8
③どちらとも言えない。	3,237	30.5
④その他	104	1.0
⑤無回答	13	0.1
2 総額表示義務の特例措置に関すること		
①特例措置の適用期限到来後は、消費税法に規定する「税込価格」を表示する総額表示に統一すべきである。	6,468	60.9
②特例措置の適用期限を延長し、「税抜価格」の表示も認めるべきである。	1,429	13.5
③どちらでも良い。	2,579	24.3
④その他	110	1.0
⑤無回答	32	0.3

正副会長会議・ 常任理事会の開催

7月28日(火) 東京・麹町 弘済会館において、正副会長会議及び常任理事会が開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、会議を中止し、「書面審査」により議案処理を行いました。

主な議題は、次のとおりです。

- ① 令和元年度収支計算書(見込額)及び令和2年度収支予算書(案)
- ② 令和元年度事業報告及び令和2年度事業計画(案)
- ③ 今後における組織増強への取組みと財務基盤の強化等について
- ④ 「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの効果的な活用等について
- ⑤ 令和2「税の標語」の選考等について
- ⑥ 令和3年度税制及び執行に関する要望(間接税関係)

の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布活動に対して支援していただけることとなりました。

「税の標語」の募集は平成5年度から、また、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布は平成13年度から実施しているものですが、年々「税の標語」の募集やクリアファイルの配布数は増えてきており、次代を担う青少年の租税教育に力を入れている大蔵財務協会は、全間連のこれらの事業が租税教育活動及び税の啓発・周知活動として大変効果的であるとの高い評価の下に、支援していただいているものです。

青年部役員会・ 女性部役員会の開催

青年部は6月23日(火)、女性部は6月24日(水)に役員会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、会議を中止し、「書面審査」により議案処理を行いました。

揮発油税中央セミナーについて

第41回揮発油税中央セミナーは、6月2日(火) 東京・麹町 弘済会館において、開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、開催を中止しました。

全間連の租税教育活動を 一般財団法人 大蔵財務協会が支援

一般財団法人 大蔵財務協会は、本年も昨年に引き続き、全間連が実施している「税の標語」の募集活動と「世界

全間連の主な動き (2.5.15 ~ 9.14)

5月15日(金)	全間連会報発行第148号	
5月21日(木)	仙台局間連総会(中止)	仙台
5月22日(金)	広報委員会(中止)	事務局
5月26日(火)	広島局間連総会(中止)	米子
6月2日(火)	揮発油税中央セミナー	東京
6月9日(火)	北海道間連総会(中止)	札幌
6月10日(水)	東海間連総会(中止)	岐阜
6月10日(水)	南九州間連総会(中止)	宮崎
6月11日(木)	福岡局間連総会(中止)	福岡
6月15日(月)	関東信越間連総会(中止)	さいたま
6月23日(火)	東京局間連総会(中止)	東京
6月23日(火)	北陸間連総会(中止)	金沢
6月23日(火)	全免協総会(中止)	東京
6月23日(火)	青年部役員会(書面審査)	東京
6月24日(水)	女性部役員会(書面審査)	東京
6月29日(月)	税制委員会(書面審査)	事務局
7月2日(木)	企画会議(書面審査)	事務局
7月6日(月)	会務運営委員会(中止)	事務局
7月7日(火)	財務委員会(中止)	事務局
7月8日(水)	総務委員会(中止)	事務局
7月28日(火)	正副会長会議、常任理事会(書面審査)	東京
		事務局
8月21日(金)	企画会議(中止)	事務局
8月27日(木)	事務局長会議(中止)	事務局
9月10日(木)	正副会長会議・常任理事会、 第42回青年部・第39回女性部通常総会、 全間連第47回通常総会(書面審査)	仙台
9月14日(月)	四国間連総会(中止)	徳島

始めよう! 月々2,900円
からの安心生活!



全日警のホームセキュリティ

HAPPY GUARD
ハッピーガード

お見積りは、無料! お問い合わせ、お見積り、資料のご請求は www.zennikkei.co.jp/hs/ ☎ 0120-87-7575